

議案第21号

日野町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部  
改正について

日野町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のと  
おり改正する。

令和5年3月6日提出

日野町長 塚 田 淳 一

日野町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例  
の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

令和5年4月1日に日野町立義務教育学校を設置するため、日野町立学校設置条例（令和4年日野町条例第10号）を制定したことに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

条例第3条中の条例名を「日野町立学校設置条例（令和4年日野町条例第10号）」に改める。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

日野町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日野町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例（昭和49年日野町条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(給食業務の範囲)</p> <p>第3条 学校給食センターの業務は、<u>日野町立学校設置条例(令和4年日野町条例第10号)</u>に定める学校の範囲とする。</p> | <p>(給食業務の範囲)</p> <p>第3条 学校給食センターの業務は、<u>日野町立中学校等設置条例(昭和39年日野町条例第31号)</u>に定める学校の範囲とする。</p> |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。